

一般社団法人日本少額短期保険協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本少額短期保険協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、一般市民及び消費者に対して、少額短期保険等を通じて日常生活における安全・安心を提供し、様々なリスクから身を守るための啓発活動を推進するとともに、消費者保護ひいては国民生活の安定に寄与すること及びわが国の少額短期保険業の健全な発達及び信頼性の維持を図ることを目的とする。

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 一般市民及び消費者に対する保険及び補償に関する相談及び広報活動事業
2. 保険契約者に対するわかりやすい保険商品の説明及びリスク防止のための相談助言事業
3. 少額短期保険等の募集に従事する者に対する教育、試験等の実施事業
4. 少額短期保険等に関する調査研究事業
5. 少額短期保険等に関する統計の作成及び資料の収集事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告方法は、電子公告による方法とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法」という。)上の社員とする。

1. 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
2. 賛助会員 当法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、正当な事由がない限り、前項の者の入会を認めなければならない。
- 4 会長は、前第2項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき
2. 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
3. 継続して1年以上会費を滞納したとき
4. 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により、これを除名することができる。

1. この定款に違反したとき。
 2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 社 員 総 会

(構 成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権 限)

第14条 社員総会は、以下の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り決議する。

1. 定款の変更
2. 解散及び合併
3. 会員の除名
4. 事業計画及び収支予算並びにその変更
5. 事業報告及び収支決算
6. 役員を選任又は解任、職務及び報酬
7. 入会金及び会費の額
8. 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第44条において同じ。）
9. 新たな義務の負担及び権利の放棄
10. 解散における残余財産の帰属
11. 事務局の組織及び運営
12. その他運営に関する重要事項

(開 催)

第15条 当法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とし、通常社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は次に掲げる場合に開催する。
 1. 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 2. 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招 集)

第16条 社員総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第17条 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(決 議)

第18条 社員総会の決議事項は、第16条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

(表決権等)

第19条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 社員総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることはできない。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した正会員の中から選出する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

第4章 役員・顧問

(種別及び定数)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 6名以上15名以内
監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、その他の理事を業務執行理事（一般社団・財団法人法第91条第1項に規定する理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。
- 3 代表理事は会長とする。
- 4 業務執行理事のうち、2名以内を副会長とし、専務理事及び常務理事を1名以内とする。但し、専務理事及び常務理事は、これを欠くことができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 前号の規定に拘らず、理事又は監事が会員である事業者における身分を喪失して理事又は監事を辞任する場合に、当該会員が後任の候補者を理事会に推薦し、理事会が承認したときは、当該候補者は役員となる。但し、理事会が承認をした日から1か月以内に社員総会が別の役員を選任した場合は、社員総会が選任決議をした日に役員交代があったものとみなす。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、理事会で選定する。

- 4 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねてはならない。
- 5 監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。

第24条 理事のうちには、各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と次に掲げる特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1. 当該理事と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 2. 当該理事の使用人
 3. 前2号に掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 4. 前2号に掲げる者の配偶者
 5. 第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- 2 前項のほか、理事のうちには、他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
1. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 2. 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、又は認可法人においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

1. 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して当法人の業務を掌理し、会長及び副会長がともに事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
4. 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して当法人の業務を運営する。
5. 業務執行理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
6. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

（監事の資格）

第26条 監事のうち少なくとも1名は、次のいずれかに該当する者の中から選任するものとする。

1. 税理士
2. 公認会計士
3. 法人の計算書類の作成業務経験が3年以上である行政書士。
4. 非営利法人の経理事務経験が5年以上である者
5. 会計について前各号の者と同等以上の技能を有するものと認められる者

(監事の制限)

第27条 監事が2名であるときは、一方の監事の配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該監事と次に掲げる特別の関係がある者を含む。）である関係がある者が監事に含まれることになってはならない。

1. 当該監事と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 2. 当該監事の使用人
 3. 前2号に掲げる者以外のものであって、当該監事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 4. 前2号に掲げる者の配偶者
 5. 第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 2 前項のほか、監事が2名であるときは、他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして次に掲げる者が監事の総数を占めることになってはならない。
1. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 2. 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、又は認可法人においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
2. 当法人の財産の状況を監査すること。
3. 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会、社員総会又は所轄庁に報告すること。
4. 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事会に意見を述べること。

(任期)

第29条 理事の任期は、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した理事の任期は、それぞれの前任者又は在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 監事の任期は、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠のため就任した監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、定員を欠くに至った場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解 任)

第30条 役員は、いつでも社員総会の決議により、解任することができる。

(報酬等)

第31条 役員は、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧 問)

第32条 当法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は理事会の決議を経て、当法人の運営に顕著な功績を残した者その他当法人の運営に関して高度の知識・見識を有すると認められる者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問は、当法人の諮問に応じ、社員総会及び理事会に出席して意見を述べるることができる。

第5章 理 事 会

(構 成)

第33条 当法人に理事会を置く。理事会はすべての理事で構成する。

(権 能)

第34条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

1. 社員総会に付議すべき事項
2. 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
3. その他社員総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(開 催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 各理事から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招 集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、会長とする。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した代表理事及び監事とする。

第7章 会 計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び予算)

第41条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、社員総会の決議を経なければならない。

(予備費)

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の決議を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の決議を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が解散（破産による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属は、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人のうちから、社員総会の決議により決める。

第8章 事務局その他

第47条 当法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員)

第49条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 大石 正明

設立時理事 沖 雅博

設立時理事 五十嵐 正明

設立時理事 榎本 重秋

設立時理事 小花 和人

設立時理事 小泉 雅義
設立時理事 小林 恒夫
設立時理事 小林 靖治
設立時理事 杉本 尚士
設立時理事 本間 尚登
設立時理事 矢野 悟
設立時理事 和田 敏文
設立時代表理事 関 栄男
設立時監事 阿部 正治
設立時監事 東中 修司

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

東京都練馬区羽沢一丁目16番5号

設立時社員 大石 正明

東京都西東京市西原町4丁目4番17号5-308

設立時社員 沖 雅博

東京都練馬区関町北1丁目22番14-1008号

設立時社員 五十嵐 正明

東京都町田市真光寺3丁目13番地25

設立時社員 榎本 重秋

埼玉県富士見市大字勝瀬1624番地

設立時社員 小花 和人

東京都練馬区石神井台4丁目1番3-810号

設立時社員 小泉 雅義

千葉県市川市八幡六丁目16番4号

設立時社員 小林 恒夫

東京都世田谷区松原5丁目40番15号

設立時社員 小林 靖治

千葉県浦安市東野3丁目35番2号

設立時社員 杉本 尚士

埼玉県川越市霞が関東一丁目17番地25

設立時社員 本間 尚登

神奈川県川崎市宮前区小台1丁目2番地22田沼レジデンス6 407

設立時社員 矢野 悟

東京都稲城市大丸788番地

設立時社員 和田 敏文

茨城県守谷市薬師台五丁目6番地22

設立時社員 関 栄男

(設立時における入会金及び会費)

第51条 設立時における入会金及び会費は、次のとおりとする。

入会金

①正会員(個人・団体) 100,000円

年会費

①正会員(個人・団体) 240,000円

②賛助会員(個人・団体) 1口 200,000円(1口以上)

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

平成21年6月11日 制定

平成22年6月14日 改定